

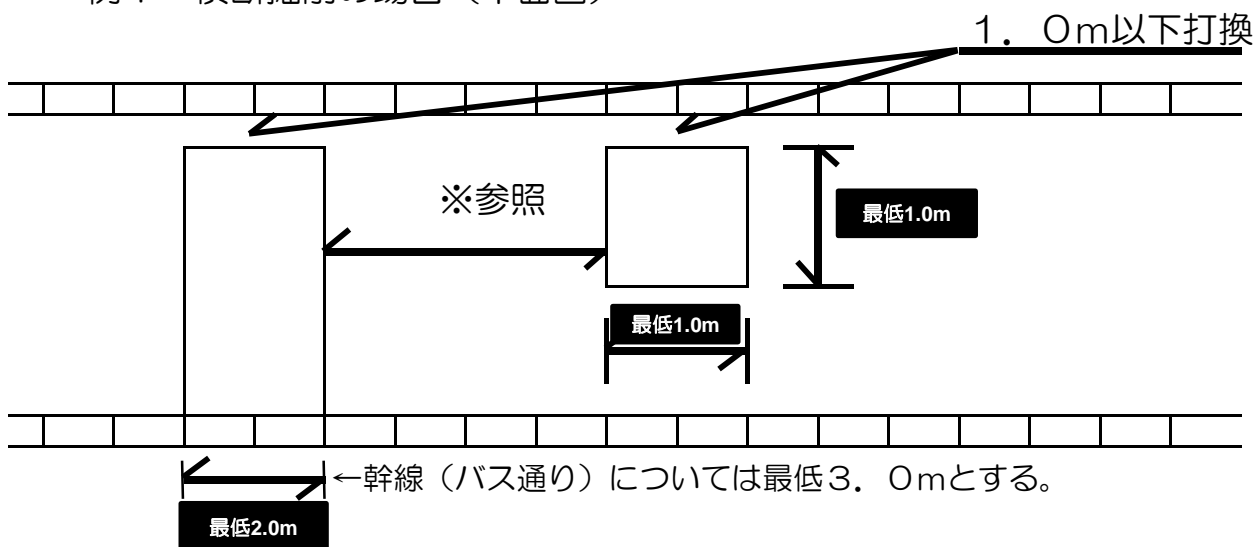
# 下関市道路占用掘削 (水道、下水道、ガス、電線類その他地下埋設物) による路面復旧工事基準

## ① 道路を掘削して施設を埋設し、路面を復旧する場合

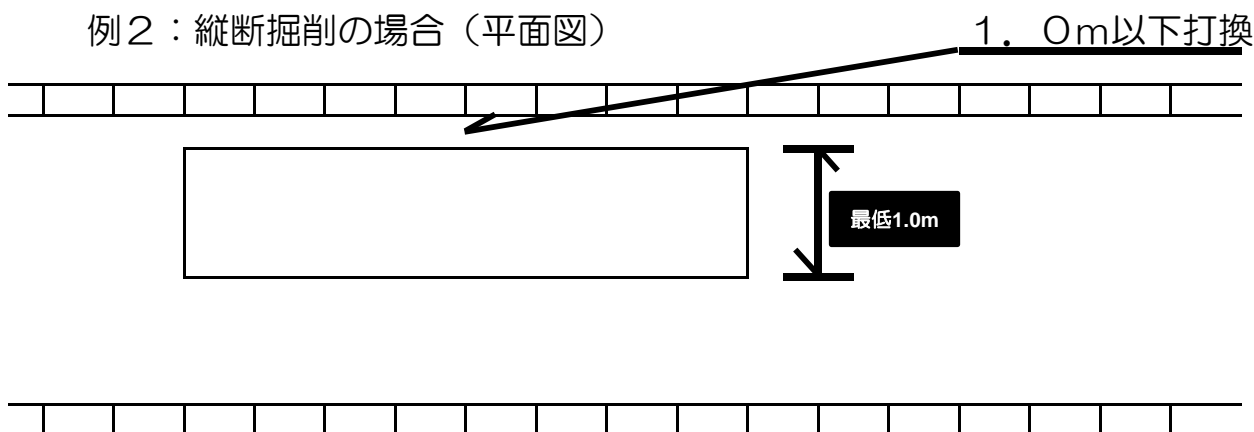
- イ、埋設の深さ 別表1のとおり  
ロ、掘削の注意 土質、地形等を勘案の上施工し、危険防止に万全を期すること。また、掘削範囲は必要最小限にすると共に、別紙「道路占用掘削工事施工上の注意事項」及び「道路工事設計指針（抜粋）」を厳守すること。

### 八、舗装復旧面積

#### 例1：横断掘削の場合（平面図）



#### 例2：縦断掘削の場合（平面図）

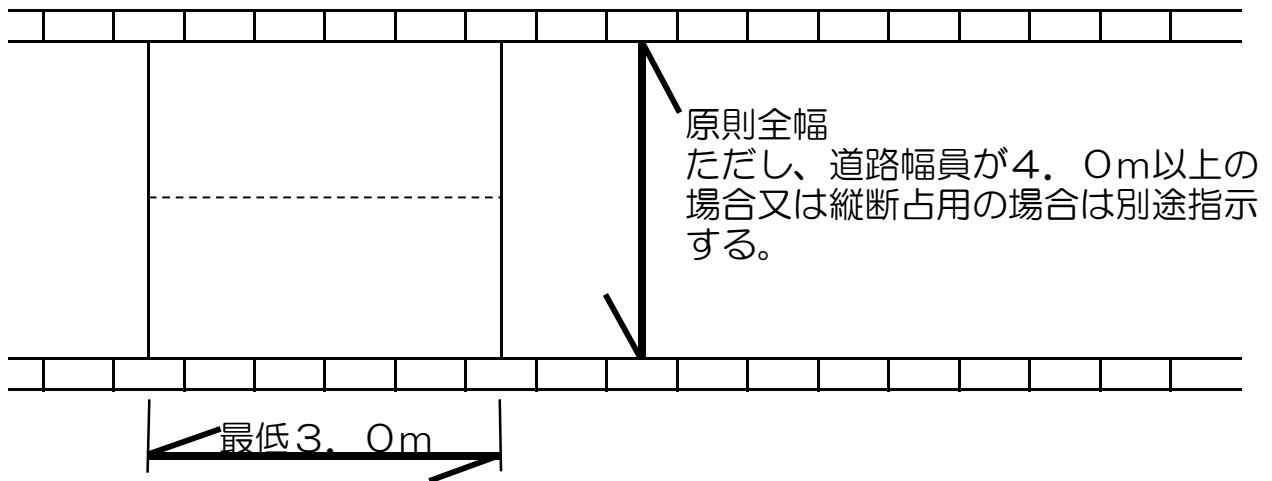


- ※ 当該道路において、道路管理者に改良等の計画がある場合は、占用掘削許可の際に別途指示する。  
また、復旧する際に隣接する地下埋設物の舗装復旧までの幅が3.0m未満の場合にはそこまで復旧面積に入れること。

- ② 当該道路が舗装復旧完成によるAs舗装3年、Con舗装5年に満たない場合は、掘削の許可はしない。ただし、やむを得ない場合には次により許可を認める。

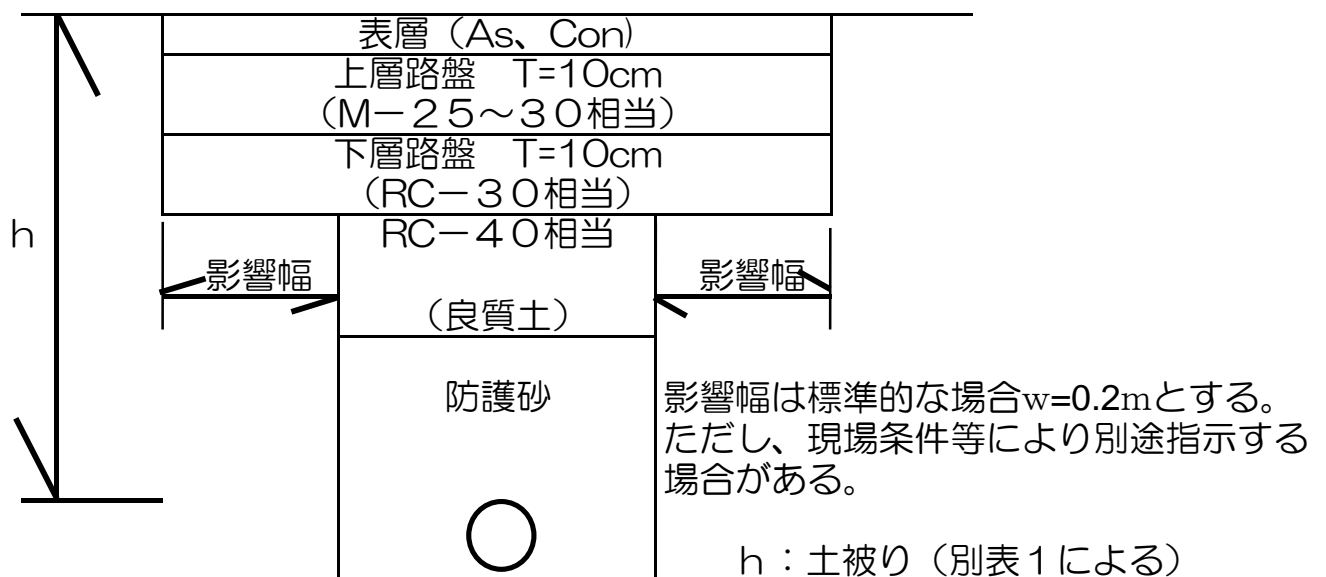
- イ、埋設の深さ 別表1のとおり  
 ロ、掘削の注意 土質、地形等を勘案の上施工し、危険防止に万全を期すること。また、掘削範囲は必要最小限にすると共に、別紙「道路占用掘削工事施工上の注意事項」及び「道路工事設計指針（抜粋）」を厳守すること。

ハ、舗装復旧面積（平面図）



- ③ 復旧断面について（7・8ページ参照）  
 掘削時において、復旧するそれぞれの厚さは下記のとおりとする。
- |    |                        |                                |
|----|------------------------|--------------------------------|
| 表層 | 5 cm                   | （2車線道路、バス路線及びコンクリート舗装の場合は別途協議） |
| 路盤 | 上層路盤（粒度調整材料 M-25~30相当） | 10 cm                          |
|    | 下層路盤（再生砕石 RC-30相当）     | 10 cm                          |
| 路床 | 防護砂の厚さを除いた部分           | 再生砕石                           |

・掘削標準断面図



別表1

用途	管種	管径以下のもの	備考	h (土被り)
ガス	鋼管 JIS G 3452	300mm		車道の地下に設ける場合 0.6m以下としないこと
	ダグタイル鋳鉄管 JIS G 5526	300mm		
	ポリエチレン管 JIS K 6774	300mm		
水道	鋼管 JIS G 3443	300mm		歩道の地下に設ける場合 0.5m以下としないこと
	ダグタイル鋳鉄管 JIS G 5526	300mm		
	硬質塩化ビニル管 JIS K 6742	300mm		
	水道配水用ポリエチレン管	200mm	引張降伏強度204 kg f/cm <sup>2</sup> 以上 200mm以下で外径/厚さ=11のもの	
下水道	ダグタイル鋳鉄管 JIS G 5526	300mm		車道の地下に設ける場合 1.0m以下としないこと ただし、本管以外の管は 0.6m以下としないこと 歩道の地下に設ける場合 0.5m以下としないこと 外圧1種ヒューム管の場合 1.0m以下としないこと
	ヒューム管 JIS A 5303	300mm		
	強化プラスチック複合管 JIS A 5350	300mm		
	硬質塩化ビニル管 JIS K 6741	300mm		
	陶管 JIS R 1201	300mm		
電力	鋼管 JIS G 3452	250mm		車道の地下に設ける場合 0.6m以下としないこと 歩道の地下に設ける場合
	強化プラスチック複合管 JIS A 5350	250mm		
	硬質塩化ビニル管 JIS K 6741	300mm		
	コンクリート多孔管	250mm	管材曲げ引張強度54kgf/cm <sup>2</sup> 以上	
電話	硬質塩化ビニル管 JIS K 6741	75mm		0.5m以下としないこと
	塗覆装鋼管 JIS G 3452	75mm		

※平成11年3月31日付、建設省道政発第32号、建設省道国発第5号  
建設省道路局 路政課長、国道課長連名による「電線、水管、ガス管又は  
下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」  
に基づいて別表1の値とする。

- ④ 地下埋設物の撤去について  
道路法及び関連する廃棄物及び清掃に関する法律等に基づき、占用物件が老朽等によりその機能を果たさなくなり、占用者が新設する場合においては、当該占用物においてはすべて撤去すること。  
ただし、撤去する際において道路管理者と協議し、特に認める場合においてはその限りではない。

道路法抜粋  
(原状回復)

第四十条 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、道路の占用をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りではない。  
2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

下関市道路管理者

平成26年4月1日適用

# 道路占用掘削工事施工上の注意事項

1. 道路を掘削する場合は、あらかじめ道路管理者の占用許可を受け、所轄警察署の許可を取り、実施すること。  
(注) バリケード、色灯、ロープ及び工事看板は、風や振動等で倒れたり移動しないように設置すること。
2. 工事着手後は、完了するまで適正に現場管理をすること。  
万一工事中に何らかの理由により現場を放置する場合には、安全を確保すること。
3. 路床は、良質土で埋戻すこと。  
(注) ただし、発生土を使用する場合には事前に別途協議をすること。
4. 路床、路盤の転圧及び締固めは十分に行い、ローラー等で転圧不可能の場合は、ランマー等で20cm厚毎に転圧すること、一度に全厚埋戻すことは絶対にしないこと。  
(注) 転圧不足は陥没等の要因となり、重大な事故の原因となる為、完成届で確認できない場合は再度埋戻をさせることがある。その費用は申請人の負担とする。
5. 埋戻（路床部分）後は速やかに舗装復旧を行うこと。外注によりやむを得ず期間が空く場合は、常温混合材で路面との段差を無くし、仮復旧をすること。
6. 舗装切断時には必ず舗装版切断機械を使用すること。掘削の影響幅まで復旧すること。
7. 周囲に破損等の影響を及ぼしたときは、申請人の負担において原形復旧すること。
8. 掘削の際、事前に他の埋設物管理者と協議を行い、了解を得ておくこと。

9. 掘削の際に不明管（暗渠等を含む）が出た場合、関係各機関及び、道路管理者に立会を求め指示を受けること。  
(注) 安易な判断で陥没等を引き起こし重大な事故等が発生する可能性がある  
あるので必ず連絡をすること。
10. 工事の内容が変更し、又は工期の延伸を生じた場合には、遅滞なく占用許可の変更申請を行い許可を受けること。
11. 工事完成届は、工事竣工後15日以内に提出しなければならない。  
又、添付書類として、工事着工前、施工状況、完了後の写真を添付し、完成状況の欄に施工内容を必ず記入すること。
12. 複数の埋設物布設工事を同時に施工する場合は、他の施工者と十分に工程を調整し短期間のうちに施工するよう努めなければならない。又、完成届に内容を明記をすること。
13. ガス洩、漏水等の緊急な掘削を要する場合は、必ず事前に道路管理者及び関係各機関に報告し、3日以内に道路占用許可申請書を提出すること。
14. 工事施行については、国及び県の施行管理基準等又はアスファルト舗装要綱等による。
15. その他必要な事項は事前に道路管理者と協議し、指示に従うこと。

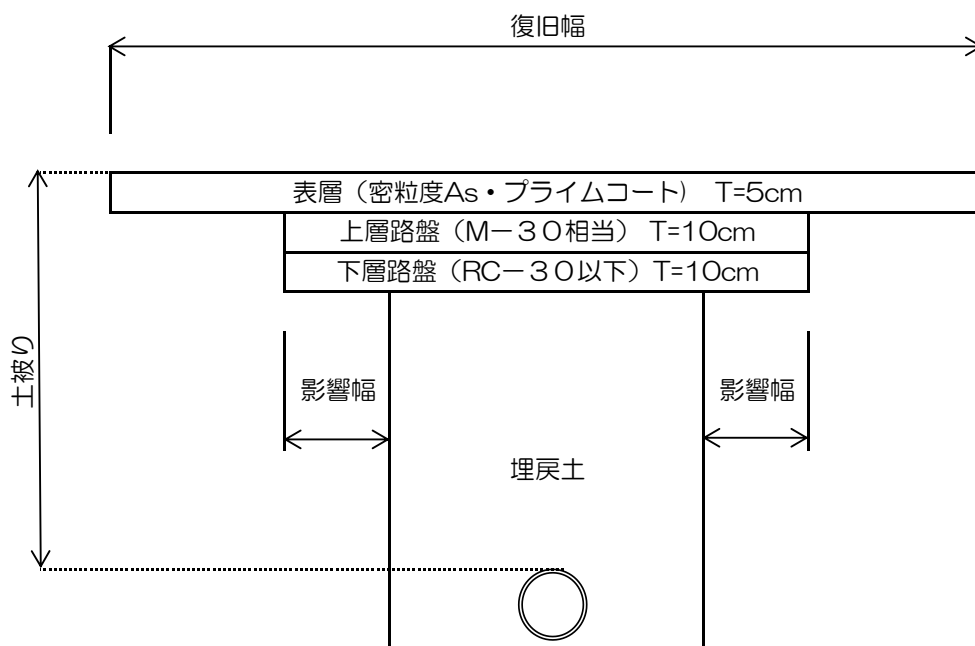
下関市道路管理者

平成26年4月1日適用

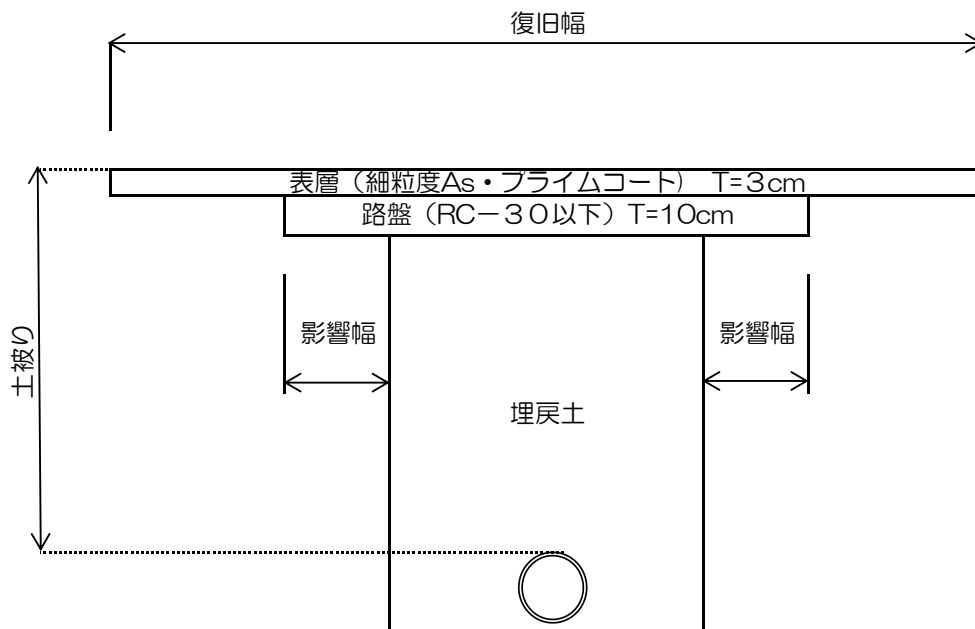
舗装復旧標準断面図（現場条件等により別途指示する場合がある。）

### 車道（小型道路）

※主に幅員が4m以下で大型車両の通行がない道路

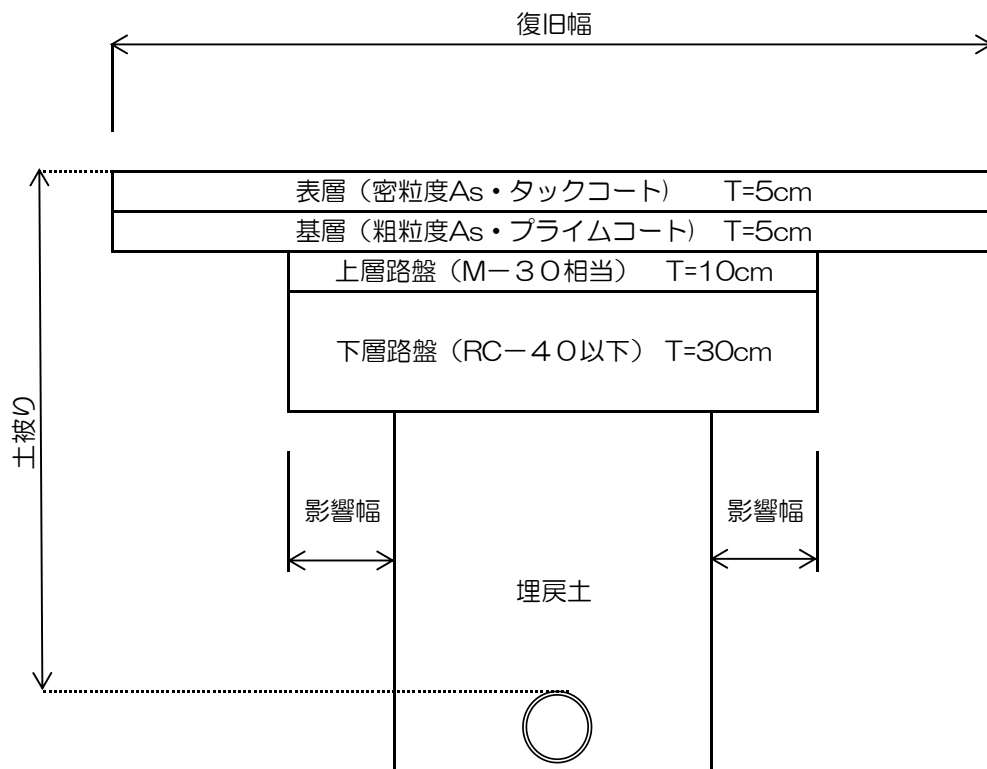


### 歩道



舗装復旧標準断面図（現場条件等により別途指示する場合がある。）

車道（バス路線）  
※乗合バスが通行する道路



車道（コンクリート舗装）

